

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名
試験研究費の額	1	円
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「7」 又は別表一(三)「2」)	2	円
比較試験研究費の額 (別表六(九)「10」)	3	円
基準試験研究費の額 (別表六(九)「11」)	4	円
試験研究費の増加額 (1) - (3) ((1) (4)の場合は0)	5	円
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 $(5) \times \frac{5}{100}$	6	円
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	7	円
当期分の特別控除額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8	円
平均売上金額 (別表六(九)「5」)	9	円
平均売上金額の10%相当額 $(9) \times \frac{10}{100}$	10	円
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (10)	11	円
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	12	円
超過税額控除割合 $((12) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	13	円
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (11)×(13)	14	円
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	15	円
当期分の特別控除額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16	円
法人税額の特別控除額 (8)の金額又は(16)の金額)	17	円

別表六(八) 平二十・四・一以後開始事業年度分

## 別表六（八）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第9項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「法人税額の特別控除額（(8)の金額又は(16)の金額）」<sup>17</sup>は、措置法第42条の4第9項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は(16)の金額」を消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「(8)の金額又は」を消して記載します。